

委託番号	105
契約形態	業務委託

仕 様 書

- 1 委託名 建築物及び建築設備定期点検委託（草加八潮消防組合）
- 2 委託場所
 - (1) 草加消防署（草加八潮消防局含む） 草加市神明二丁目2番2号
 - (2) 草加消防署西分署 草加市西町108番地2
 - (3) 草加消防署青柳分署 草加市青柳六丁目23番6号
 - (4) 草加消防署北分署 草加市清門二丁目1番地43
 - (5) 草加消防署谷塚ステーション 草加市谷塚町525番地2
 - (6) 八潮消防署（指令センター含む） 八潮市大字鶴ヶ曾根1185番地
 - (7) 八潮消防署内訓練塔A塔 八潮市大字鶴ヶ曾根1185番地
 - (8) 八潮消防署内訓練塔B塔 八潮市大字鶴ヶ曾根1185番地
- 3 委託期間 平成31年（2019年）4月1日から
平成31年（2019年）5月31日まで
- 4 委託内容 建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく、建築物、建築設備の点検業務委託。ただし、昇降機は除く。
- 5 各委託場所の点検内容
 - (1) 消防本部・消防署 建築設備定期点検
 - (2) 草加消防署西分署 建築物・建築設備定期点検
 - (3) 草加消防署青柳分署 建築設備定期点検
 - (4) 草加消防署北分署 建築設備定期点検
 - (5) 草加消防署谷塚ステーション 建築設備定期点検
 - (6) 八潮消防署（指令センター含む） 建築設備定期点検
 - (7) 八潮消防署内訓練塔A塔 建築設備定期点検
 - (8) 八潮消防署内訓練塔B塔 建築設備定期点検
- 6 調査資格
専門技術を有する次のいずれかの資格を有すること。
 - ・ 一級建築士若しくは二級建築士

- ・ 法定講習の修了者で国土交通大臣から資格者証の交付を受けた者（特定建築物調査員、建築設備検査員）

7 調査建物

番号	施設名（棟名）	構造	階数	延床面積
(1)	草加消防署 （草加八潮消防局含む）	鉄筋コンクリート	3階	1,266.15 m ²
(2)	草加消防署西分署	鉄骨造	3階	1,098.88 m ²
(3)	草加消防署青柳分署	鉄筋コンクリート	2階	1,728.00 m ²
(4)	草加消防署北分署	鉄筋コンクリート 一部鉄骨造	2階	909.49 m ²
(5)	草加消防署谷塚ステーション	鉄骨造	2階	371.31 m ²
(6)	八潮消防署 （指令センター含む）	鉄筋コンクリート 一部鉄骨造	3階	3,787.86 m ²
(7)	八潮消防署内 訓練塔A塔	鉄骨造	6階	274.50 m ²
(8)	八潮消防署内 訓練塔B塔	鉄骨造	2階	120.00 m ²

※平面図等の閲覧を希望する場合は、総括担当に問い合わせること。

※契約者には、平面図等を貸与する。

8 調査基準

- ・ 特殊建築物等定期点検業務基準(公共建築物用)
（財）日本建築防災協会
- ・ 建築設備定期点検業務基準(公共建築物用)
（財）日本建築設備・昇降機センター

9 支払方法

業務完了払（年1回払）
（請求は、上記委託場所(1)～(5)と(6)～(8)に分け、(1)～(5)の請求書は草加消防署管理課へ、(6)～(8)の請求書は八潮消防署管理課へ送付すること）

10 業務の処理

- (1) 受託者は、業務の開始前に、着手届、実施工程表、担当技術者通知書を提出し、担当者の承認を受けること。
- (2) 受託者は、業務の進捗状況に応じて担当者に中間報告をするなど、十分打合せをすること。

- (3) 現地調査にあたっては、施設の担当者等と作業日程及び作業内容について打合せを行ない、承認を受けること。
- (4) 点検時には、必ず担当者の立会いを受けること。

11 共通事項

- (1) 受託者は、業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、成果品等について、組合の承諾なしには他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡または提供してはならない。
- (3) 不当要求行為に関し、次の事項を遵守すること。
 - ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、管理者に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - イ 受注者は、組合及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

12 提出物

成果品等	入手先	仕様・種類	規格	部数	提出先
定期点検 報告書	契約時に EXCEL ファイルを貸与	・棟別（構造別）	A 4	各 2 部	草加消防署 管理課
その他		・写真等	L 版		

13 問い合わせ先

草加八潮消防組合 草加消防署 管理課
 電話 048-924-2116